

ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフを用いた  
教育指導基準（貸切編）

（目的）

第1条 この基準は、させぼバス株式会社ドライブレコーダー管理運用要領第2条に定める設置の目的を達成するため、貸切バス運行に係るドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ（以下「ドライブレコーダー等」という。）を用いた職員の教育指導に関し必要な事項を定めるものとする。

（教育指導）

第2条 この要綱で教育指導とは、運行管理者がドライブレコーダー等を用いて乗務員に対して行う次に掲げる行為をいう。

- 1 ドライブレコーダー等の画像及び音声により、接客接客等の向上を目指して行う確認、教示等の行為
- 2 ドライブレコーダー等のデータにより、輸送の安全及び経済運行の向上を目指して行う確認、教示等の行為
- 3 ドライブレコーダー等の画像、音声及びデータにより、交通事故の状況を確認する行為
- 4 ドライブレコーダー等の画像、音声及びデータにより、乗客等から寄せられた苦情に関し状況を確認する行為
- 5 その他、運輸規則第48条に定める運行管理者の業務遂行のため必要と認められる行為

（教育指導の実施時期）

第3条 前条に定める教育指導は、運行管理者が定める定期的な研修及び事故の発生又は乗客からの苦情等があったときに行うものとする。ただし、前条第2号に定める教育指導は、乗務員の運行終了後の点呼のときに行うことができるものとする。

- 2 運行管理者は、前項により行った教育指導の効果の確認のため必要な時期に教育指導を行うことができるものとする。

（教育指導の実施方法）

第4条 運行管理者は、教育指導を行う場合、乗務員及び乗客等のプライバシーに考慮し適切な場所を選ぶなどの配慮をしなければならない。

(接客接遇等に関する教育指導)

第5条 接客接遇等に関する教育指導については、次に掲げる事項について確認、教示等を行う。

- 1 天候、乗客の多少、運行時刻などの状況に合わせた補充案内の実施
- 2 丁寧語、尊敬語など敬語を用いた接客の状況
- 3 その他、適性診断の結果、苦情の経歴などの状況に応じた内容

(輸送の安全及び経済運行に関する教育指導)

第6条 輸送の安全及び経済運行に関する教育指導については、次に掲げる事項について確認、教示等を行う。

- 1 最高速度を超えない運行
- 2 急発進、急停車の状況
- 3 急激な進路変更に関する状況
- 4 適切なギヤを用いた運行
- 5 その他、適性診断の結果、苦情の経歴などの状況に応じた内容

(特別指導)

第7条 運行管理者は、本基準に定める教育指導において乗務員に行った教示等が履行されていない場合及び苦情並びに事故が重ねてあった場合は、当該の乗務員に対し次に定める事項に対し指導しなければならない。

- 1 教示等が履行されていない原因の確認
- 2 苦情及び事故の原因の確認
- 3 前各号において確認された原因の改善措置
- 4 前号において示された改善措置についての経過観察
- 5 前号の経過観察においても改善の見られない場合はこの特別指導を再度行うこと

(その他)

第8条 この基準の実施に関し必要となった事項は、その都度定めるものとする。

附則

この基準は、平成25年3月22日から施行する。

平成31年3月24日 改正